

実績評価書

(厚生労働省2(II-5-1))

施策目標名	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ-5-1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること						
施策の概要	1	<p>① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に密着した「生活衛生関係営業」(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業)については、全国で約108万店(全事業所の約20%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の営業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずることで、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・この他、新型コロナウイルス感染症対策として、生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等を実施している。 					
	2	<p>② 建築物における衛生対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。 ・建築物の衛生管理については、空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除と多岐にわたっており、建築物清掃業等の8業種については、都道府県知事の登録制度が設けられている。 ・また、近年ビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな在留資格「特定技能」としての外国人材の受け入れを開始している。 					
施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためにには、衛生水準の向上に向けた営業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げ等に対応していく必要が生じている。 ・地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。 					
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成30年度には3.03に達しており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度:1.94、平成27年度:2.24、平成28年度:2.64、平成29年度:2.95、平成30年度:3.03、令和元年度:2.91 ・人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。 					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。			生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、営業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。		
	目標2 (課題2)	多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。			公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。		
施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,128,454	4,870,241	7,421,206	5,501,905	
		補正予算(b)	1,575,452	2,104,723	1,497,094	107,764,479	
		繰越し等(c)	-265,050	-422,673	196,629	-66,830,152	
		合計(a+b+c)	5,438,856	6,552,291	9,114,929	46,436,232	
		執行額(千円、d)	5,363,985	5,948,130	8,649,165	45,141,376	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行率(%、d/(a+b+c))	98.6%	90.8%	94.9%	97.2%		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
	第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	平成31年3月8日	改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受け入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受け入れ環境の整備(中略)などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。				

達成目標1について

生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。

測定指標	指標1 振興計画の業種別認定率 (医薬・生活衛生局生活衛生 課調べ) (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		実績値						目標値	主要な指標	達成
平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			○	○
91%	91%	91%	91%	91%	92%	前年度以上				
年度ごとの目標値	前年度 (91%)以上	前年度 (91%)以上	前年度(91%) 以上	前年度 (91%)以上	前年度 (91%)以上	前年度 (91%)以上				

測定指標	指標2 日本政策金融公庫貸付件数 (生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ) (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		実績値						目標値	主要な指標	達成
平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度				○
14,107件	13,783件	14,107件	14,410件	14,173件	28,581件	前年度以上				
年度ごとの目標値	前年度 (11,755件) 以上	前年度 (13,783件) 以上	前年度 (14,107件) 以上	前年度 (14,410件) 以上	前年度 (14,173件) 以上	前年度 (28,581件) 以上				

達成目標2について

多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。

測定指標	指標3 建築物環境衛生管理基準への不適合率(アウトカム) (衛生行政報告例による)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		実績値						目標値	主要な指標	達成
平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度				
別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	集計中 (令和3年11 月頃公表予 定)	前年度以下	○	(△)		
年度ごとの目標値	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下				
【参考】指標4 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数	実績値									
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
	-	-	-	709	497					

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

目標達成度合いの測定結果		(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】								
総合判定		(判定結果) B 【達成に向けて進展あり】								
		(判定理由)								
		<ul style="list-style-type: none"> 指標1の振興計画の業種別認定率については、生活衛生営業の衛生水準の確保等のため、国において5年毎に振興指針の見直しを行う中、各組合においては、振興指針に基づく振興計画を策定し、計画に沿って事業を実施している。振興計画の業種別認定率については、評価対象期間の平成28年度から令和2年度までは目標値を達成していることから、「○」(目標を達成している)と評価した。 								
		<ul style="list-style-type: none"> 指標2の日本政策金融公庫貸付件数については、平成29年度～令和元年度の生活衛生資金貸付件数はほぼ横ばいであるが、令和2年度の貸付件数は新型コロナウイルス感染症対策として設けられた「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施したため、前年度に比べて2倍以上となっている。全体として平成29年度のベースライン値を超えており、平成28年度から令和元年度までの実績値の推移を見ると、全体的に上昇傾向にあることから「○」(目標を達成している)と評価した。 								
		<ul style="list-style-type: none"> なお、令和元年度の実績値が平成30年度実績値を下回っているが、特定の要因に基づく減少と結びつけることは困難であった。今後は、貸付の件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、目標値について「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」と見直す予定とする。 								
		<ul style="list-style-type: none"> 指標3の建築物環境衛生管理基準への不適合率については、令和2年度実績値は集計中であるが、平成28年度から令和元年度までの推移や、直近の実績値が判明している令和元年度実績値は、9項目中1項目(相対湿度)を除き、前年度実績値と同等又は下回っていることから、「△」(概ね目標を達成していると見なせる)と評価した。 								
		<ul style="list-style-type: none"> 以上より、3つの指標中1つの指標の達成状況が「△」となつたが、残る2つの指標では達成状況が「○」となつていることから、判定結果③に区分されるものとしてBとした。 								

評価結果と今後の方向性	(有効性の評価)
	<ul style="list-style-type: none"> 指標1については、国民生活の衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興の計画的推進を図ることが重要である。振興計画の業種別認定率については90%程度と高水準で推移しており、平成28年度から令和2年度まで目標値を達成していることから、衛生施設の水準等を定めた振興指針を策定し、当該指針に準拠した振興事業計画の策定・実施により、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られていると評価した。
	<ul style="list-style-type: none"> 指標2については、政策目的に沿った事業を行う生活衛生関係営業者に対して資金供給を行った結果、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として設けられた「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施したこともあり、前年度に比べて2倍以上となっており、有効性があると評価できる。
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 指標3について、評価対象である9項目中、令和元年度に不適率が増大した相対湿度については、不適率の増加の原因として、OA機器の普及により室内温度が上昇し、冬期でも冷房を使用することによって、加湿装置が機能しないことが挙げられる。保健所において加湿装置の能力の確認や機器の更新等の指導が行われているが、設備の更新には一定の費用がかかることから、改善には至っていない。 しかし、令和元年度に、感染症対策として適切な湿度の維持に留意するよう保健所を通じて特定建築物所有者等に周知を図ったところであり、今後、その効果を確認していくこととした。 なお、ベース値を下回っていないホルムアルデヒドについては、新築や大規模な改修・模様替えの際のみ測定する項目であり、分母である調査件数が小さいことから分子である不適件数の影響を大きく受ける。不適件数は令和元年度には例年ベースに戻り、不適率は2%を下回っていることから、相対湿度の不適率が60%近いことを鑑みると、適切に維持管理できていると評価できる。 全体として、特定建築物所有者等による当該特定建築物の空調設備等の維持管理状況が改善し、多数の者が使用する建築物の衛生的な環境が向上していると評価できる。
次期目標等への反映の方向性	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、振興計画の業種別認定率については90%程度と高水準で推移しており、各組合において振興計画に沿って事業を実施することで生活衛生営業の衛生水準の確保や各業の振興が図られており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標2について、生活衛生資金貸付に係る予算は、生活衛生関係営業者への特定の貸付に対する金利低減措置のための補給金、及び、経済・金融情勢等に応じた措置を実施するうえで必要な財務基盤強化のための出資金を措置しているものであるため、事業は効率的に行われていると評価できる。 指標3については、平成29年度以降執行額がほぼ一定であるにもかかわらず実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、生活衛生関係営業は、その施設数が令和元年度末現在で約233万施設に上っており、我が国において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係し、その多くが中小零細企業であることから、衛生規制を遵守する上では、経営の安定化を進めるだけでなく、振興計画の策定及び計画の着実な実施や衛生管理等の理解促進が重要な要素となっている。 指標2については、平成30年度～令和2年度の生活衛生資金貸付件数は平成29年度のペースライン値を超える。特に、令和2年度の貸付件数は新型コロナウイルス感染症対策として設けられた「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施したため、前年度に比べて2倍以上となっており、中小零細企業が多くを占める生活衛生関係営業の事業継続を下支えしている。 指標3については、建築物環境衛生管理基準への不適合率が、平成28年度から令和元年度までの推移や、直近の実績値が判明している令和元年度実績値は、9項目物質中1項目物質(相対湿度)を除き、前年度実績値と同等又は下回っていることから、取組が着実に進展している。

学識経験を有する者の知見の活用	第10回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和3年8月18日開催)で議論いただいたが、御意見・御指摘はなかったため、引き続き上記取組みを実施していく。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:https://elaws.e-gov.go.jp/</p> <p>ビルクリーニング国内試験合格者(指標4関係) URL: 2019年度国内https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000591254.pdf 　　ミャンマーhttps://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000591255.pdf 　　フィリピンhttps://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000609446.pdf</p> <p>2020年度国内第1回https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000678004.pdf 　　国内第2回https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000717032.pdf</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート URL:https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_2-5-1_saisyu.html</p> <p>厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html</p> <p>厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL:https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html</p>
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 成松 英範	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------	--------	--------------	----------	--------

別紙

指標3：建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位：%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			令和2年度		
				(分母)	(分子)	不適合率	(分母)	(分子)	不適合率
浮遊粉じんの量	2.2	2.4	2.6	17,176	369	2.1	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
一酸化炭素含有率	0.4	0.3	0.5	17,206	50	0.3	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
二酸化炭素含有率	26.1	27.7	27.4	17,203	4,584	26.6	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
温度	29.9	31.9	30.9	13,943	4,112	29.5	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
相対湿度	56.6	57.2	56.7	13,724	7,902	57.6	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
気流	2.5	2.4	2.4	16,404	360	2.2	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
ホルムアルデヒドの量	1.8	1.3	3.6	1,033	21	2.0	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
水質基準	0.6	0.5	0.4	17,581	58	0.3	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)
残留塩素含有率	2.0	1.5	1.4	18,787	253	1.3	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)	集計中 (令和3年11月公表)